

○ 投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）

改正案	現行
<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条の二 法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条の二 法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 （略）</p>